

医療保険と介護保険で自己負担が高額になった方へ

高額医療・高額介護合算制度

1年間に支払われた医療保険と介護保険の自己負担を合算し、所得区分に応じた限度額を超えた場合に、超えた額が支給されます。

●対象期間

平成21年8月1日から平成22年7月31日まで

●支給基準額（限度額）

次の限度額を超えた額が支給されます。



限度額を超えた分が『高額介護合算療養費』として給されます。

医療保険(国保・後期)と介護保険の合算の限度額(年額)

所得区分	後期+介護保険	国保(70~74歳)+介護保険	国保(70歳未満)+介護保険
現役並み所得者	67万円	67万円	126万円
一般課税世帯	56万円	56万円	67万円
低所得者II	31万円	31万円	34万円
低所得者I	19万円	19万円	

※所得区分の内容についてはお問い合わせください。

●対象者へ通知します

支給の対象となる被保険者へ、12月下旬からお知らせ通知を郵送します。通知が届いた場合は、健康課、各支所くらし課へ申請してください。



次に該当する人には、申請の対象となる旨のお知らせができない場合があります。

平成21年8月～平成22年7月までの間に

- ・武雄市に転入された人
- ・他の医療保険から国民健康保険もしくは後期高齢者医療に移られた人

問

くらし部健康課
山内支所くらし課 ☎(23)9135
北方支所くらし課 ☎(36)6020



担当:飯田

農業を営む皆さまへ

「農業委員会委員選挙人名簿 登載申請書」を受付ます

12月から農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の受付を開始します。農業委員の選挙が行われる場合、選挙人名簿に登録されていないと、投票することができません。

申請漏れがないようご注意ください。申請書は、昨年申請された世帯に配布します。

●申請ができる人(世帯)

市内に住所を有する20歳以上(平成3年4月1日以前に生まれた人)の人で、次のいずれかに該当する方です。

- ① 1000平方メートル(10a)以上の農地について、耕作の業務を営む人(経営者)
- ② 前記①の同居の親族またはその配偶者で、耕作に従事する日数がおおむね60日以上の人
- ③ 1000平方メートル以上の農地について、耕作の業務を営む農業生産法人の組合員、社員または株主(耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上の人)

※農業生産法人の場合の申請は、様式が異なりますのでご連絡ください。

●提出先

選挙管理委員会事務局・農業委員会事務局(本庁、山内・北方支所分室)・各町公民館(旧武雄市区域)

●提出期限

平成23年1月7日(金)

問 選挙管理委員会事務局

農業委員会事務局
☎(23)9211
☎(23)9245



担当:中村(選挙管理委員会)